



## 令和5年度 令和5年5月実施分 新居浜市職員採用候補者登録試験案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

受付期間	令和5年4月10日（月）10時00分～4月29日（土）23時59分 ※インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。
第1次試験	令和5年5月8日（月）10時00分～5月14日（日）23時59分

### 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

「公務員が第一志望」の方に限らず、「公務員と民間企業で迷っている」、「転職を考えている」、「社会貢献に関心がある」、「新居浜市に興味がある」方のチャレンジもお待ちしています。また、職務経験者の試験区分については、即戦力となる人材を求めています。

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定日
一般事務（上級） （早期選考枠）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。	令和6年4月1日 <small>注1</small>
			令和5年10月1日 <small>注2</small>
土木技術（職務経験者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。	令和5年10月1日
建築技術（職務経験者）	若干名		
機械技術（職務経験者）	若干名		
保健師（職務経験者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。	

注1 学歴要件が卒業見込の場合、採用予定日は「令和6年4月1日」です。

注2 学歴要件が卒業の場合、採用予定日は「令和5年10月1日」です。

### 2 受験資格

- （1）全ての職種において男女は問いません。
- （2）年齢要件は、一般事務（上級）（早期選考枠）については、平成6年4月2日以降に生まれた方、一般事務（上級）（早期選考枠）以外の職務経験者については、昭和53年4月2日以降に生まれた方です。
- （3）日本国籍を有しない人も受験できます。



(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）

(5) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等
一般事務（上級） （早期選考枠）	学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 <sup>注3</sup>
土木技術 （職務経験者）	1級土木施工管理技士の資格を有する者で、土木関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和5年9月30日までに3年に達する場合を含む。） <sup>注4</sup>
建築技術 （職務経験者）	1級建築士の資格を有する者で、建築関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和5年9月30日までに3年に達する場合を含む。） <sup>注4</sup>
機械技術 （職務経験者）	1級ボイラー技士又は第2種ボイラータービン主任技術者の資格を有する者で、機械関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和5年9月30日までに3年に達する場合を含む。） <sup>注4</sup>
保健師 （職務経験者）	保健師の免許を有する者で保健師又は看護師としての職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和5年9月30日までに3年に達する場合を含む。） <sup>注4</sup>

注3 上級における大学卒業（卒業見込みを含む。）の者には、高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）かつ学士の学位取得（取得見込みを含む。）者を含みます。

注4 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、退職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込み前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。
- ⑤ 「直近6年」とは、平成29年10月1日から令和5年9月30日までです。



### 3 試験の方法

段階	内 容	
1次試験	<b>Web方式により、基礎能力検査及びパーソナリティ検査を行います。</b>	
	(1) 基礎能力検査 (20分) <b>※ 公務員試験対策不要</b>	文書読解能力、数的能力、論理的思考能力、空間、知覚の正確さに関する検査を行います。
	(2) パーソナリティ検査 (35分)	第2次試験の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
	(3) レポート提出	出題テーマについてレポートの作成
2次試験	第1次試験の合格者を対象に6月上旬頃実施の予定です。 対面方式により、作文試験及び口述試験を行います。	
	(1) 作文試験 (50分)	指定されたテーマによる作文作成
	(2) 口述試験	面接試験など

※ 不正行為が発覚した場合は、厳正に対処します。1次試験の合格者には、2次試験の際「なりすまし防止（本人確認）テスト」を実施する予定です。

### 4 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日時・場所	合 格 発 表
第1次試験	令和5年5月8日（月）～5月14日（日）の間に、 <u>自宅等のパソコンから、インターネット上の試験サイトにアクセスして受験</u> してください。	令和5年5月下旬に専用サイトマイページで受験者全員に通知するとともに、本市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
	サイトへのアクセスなど受験方法の詳細については、令和5年5月1日（月）～5月5日（金）の間に、試験申込者に対して電子メールで案内します。	
	レポートの作成及び提出方法の詳細については、令和5年5月1日（月）～5月5日（金）の間に、試験申込者に対して電子メールで案内します。	
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。	

※ 台風等の災害及び新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合があります。



## 5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として、令和5年10月1日採用の者は令和5年10月1日から令和6年9月30日まで、令和6年4月1日採用の者は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに採用要件を確認する書類（卒業証明書、資格証等）の提出がなかった場合は採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。
- (4) 試験において、不正があった場合は合格を取り消します。また、たとえ採用後であっても、受験資格がなかったものとし、採用を取り消します。

## 6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

4年制大学卒業（22歳）	185,200円 程度
--------------	-------------

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

(例) 28歳、民間経験6年の場合	22万円程度
(例) 44歳、民間経験20年の場合	32万円程度

※上記は目安であり、前職での雇用形態や期間など各自の状況・経歴により異なります。

## 7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1213

新居浜市 HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

次の方法で申込みをしてください。

申込方法	インターネットによる申込。詳細については、別紙「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和5年4月10日（月）10時00分～4月29日（土）23時59分



## 8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

### (1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

### (2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

## 9 参考（地方公務員法-抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者